

令和2年度包括外部監査テーマ：環境に関する事業の財務事務の執行について

番号	所管課	報告書頁	指摘・意見	事業	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
1	地球温暖化対策担当	15	意見	外部監査の総括	環境負荷低減に向けた取組の更なる推進について	環境施策の推進が求められる一方、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に伴い、特別区民税収入の減収など区財政を取り巻く状況は厳しくなることが見込まれる。区は、国や都が同様の内容を実施している事業や一定の役割を終えたことで事業実績が乏しい事業などを廃止するなど、事業の見直しや改善に不断に取り組んでいる。したがって、今後も事業の見直し・改善を行いながら、優先的・重点的に取り組むべき課題に財源を積極的に配分することにより、引き続き、SDGsの目標も踏まえた環境負荷低減に向けた取組を様々な主体との連携・協働により推進し、脱炭素社会（ゼロエミッション）の早期実現につなげる必要がある。	令和3年度から令和8年度を計画期間とする港区環境基本計画では、各施策と関連するSDGsの目標を結び付けて計上し、環境負荷低減に向けた取組を進めています。 SDGsの目標も踏まえた環境負荷低減に向けた取組として、新築建築物の省エネルギー化を図る港区建築物低炭素化促進制度、既存建築物の省エネルギー促進を図る港区地球温暖化対策報告書制度、再生可能エネルギーの導入拡大など、地域と一体となって「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」の達成に向けて取り組みます。	令和4年5月16日
2	地球温暖化対策担当	23	指摘	省エネルギー活動普及啓発	活動報告書の提出の徹底について	みなとエコ宣言登録においては、みなとエコ宣言登録事業実施要領第9条に基づき、登録店（事業所）は、毎年度末日までに宣言内容に対する取組状況に関する活動報告書を提出することとされているが、令和元年度末日における登録店（事業所）73事業所のうち20事業所分について提出がなされていない。これらについては、当初令和2年3月13日を提出期限としており、未提出の登録店（事業所）には3月25日を期限に催促の連絡を入れたものの、結果的に提出に至らなかったとのことである。あらためて登録店に対して制度の周知を図るなどして、活動報告書の提出の徹底を図る必要がある。	令和3年3月、活動報告書提出の徹底を図るため、登録事業者に対して制度を再周知し、提出期限を過ぎた事業者には提出の督促を行ったことで、8事業者の提出があり、結果として80事業者中、56業者からの提出がありました。 令和3年度からは、提出の動機づけとして新たに表彰制度を設けるなど事業の実施方法を変更しました。	令和4年5月16日
3	地球温暖化対策担当	24	意見	省エネルギー活動普及啓発	活動報告書未提出時の取扱いについて	みなとエコ宣言登録は、登録することを通して各事業所等の省エネルギー・節電対策の推進及び普及啓発を行うことが目的であり、登録の継続を促すことを前提としている。このため、みなとエコ宣言登録事業実施要領に活動報告書が未提出の際の取扱いは定められておらず、登録を継続する運用としている。しかし、取組の実施状況を明確に把握することなく登録を継続し、企業名及び取組内容等を区のホームページに掲載することは他の事業者との取扱いの公平性や「みなとエコ宣言登録」自体の信頼性を損ねるおそれがある。したがって、例えば、2期連続して活動報告書の提出がない場合には登録を取り消す等の運用を検討する必要がある。	令和2年度の活動報告書の提出から2期連続して活動報告書の提出がない場合は、登録を取り消す運用とし、令和3年3月、活動報告書の提出依頼の通知において周知しました。	令和4年5月16日
4	地球温暖化対策担当	24	意見	省エネルギー活動普及啓発	登録に際しての取組水準の設定について	登録店（事業所）の取組は、クールビズ/ウォームビズの実施や節電対策等が中心である。登録時においては、環境に配慮した取組がなされているかどうかを審査しているとのことであるが、特段、登録時に求める取組の水準等は定められていない。クールビズ/ウォームビズの実施や節電対策等も重要な取り組みではあるものの、従前よりも、これらの取組等が一般的なものとなってきた現在の現状を踏まえると、省エネルギー・節電対策の推進及び普及啓発という趣旨から、「みなとエコ宣言登録」に際してはこれまで以上の取組を求める等、登録時に必要とする一定の取組水準を設定することを検討する必要がある。	本事業は、事業者が環境に配慮した行動を自主的に設定し、取り組む仕組みとしています。区が取組水準を設けることは、事業者の自主的な取組の妨げとなり、本事業への参加に影響が出る可能性があるため、「ペーパーレス化の推進」や「再生可能エネルギー電気への切替」など、区からより環境に配慮した取組を提案し、引き続き取組・宣言内容の強化を検討するよう促します。	令和4年5月16日
5	地球温暖化対策担当	27	意見	集合住宅向け省エネ取組支援	複数棟により構成される集合住宅における利用単位について	同一の管理組合等からの申請であっても、複数棟から構成される集合住宅の場合には、現況調査に時間を要することが想定されるが、省エネコンサルタントの調査の対象となるのは主に集合住宅の共用部分である。このため、戸数が多く複数棟から構成される集合住宅であっても、共用部分が各棟間で共通となっている集合住宅の場合には、1回目の相談・現況調査も両棟合わせて同一の日に概ね2時間程度で行われ、提出された港区マンション省エネ改善提案報告書についても、両棟ともに概ね同一の内容となっている案件も存在する。したがって、棟数だけで判断するのではなく、対象となる集合住宅の共用部分の範囲等を勘案し利用の単位を決定するよう、港区集合住宅省エネコンサルタント派遣実施要領における利用単位の取扱いを見直す必要がある。	対象となる集合住宅が2棟以上あるときは、共用部分の仕様が同一か異なっているかを確認するため、令和3年度からは職員が省エネコンサルタント派遣に原則立ち会い、図面の確認や現場調査に同行するとともにコンサルタントと申請者からヒアリングした内容を勘案し、利用棟数を調整することとしました。	令和4年5月16日

番号	所管課	報告書頁	指摘・意見	事業	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
6	地球温暖化対策担当	28	意見	集合住宅向け省エネ取組支援	省エネコンサルタントの派遣後の状況把握について	<p>省エネコンサルタントの派遣は、集合住宅共用部分における環境負荷軽減という目的のための手段であり、事業の効果を把握するためには、省エネコンサルタントを派遣した集合住宅において、その後、どのような改善が図られたのか把握することが必要である。</p> <p>確かに、平成30年度からは、LED照明機器の設置への助成（創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成）に際して、省エネコンサルタントの派遣における港区マンション省エネ改善提案書の写しの提出を求めており、結果として、平成30年度及び令和元年度の2年間で合計50件の助成に結び付いている。これ以外にも、港区マンション省エネ改善提案書において提案された高反射率塗料の被覆工事や人感センサー付照明機器の設置等の提案がなされた場合には、港区の助成制度（創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成/高反射率塗料等材料費助成等）に誘導しているとのことであり、令和元年度における管理組合向けの助成は10件とのことである。しかし、これはあくまで管理組合向けの助成件数であり、省エネコンサルタントの派遣をきっかけとした助成件数がどの程度であったのかは把握されていない。</p> <p>平成25年度より開始された省エネコンサルタントの派遣は、7年程度が経過したところであり、省エネコンサルタントの派遣が、区の助成制度の利用にとどまらず、管理組合の具体的な行動に結びついたのか否かをアンケート等により把握することにより、これまでの事業の効果を評価し、今後の実施方法等の見直しに活かす必要がある。</p>	<p>管理組合の具体的な省エネ改善行動を把握し、事業の効果測定を行うため、令和元年度・令和2年度の管理組合を対象に、令和4年2月にアンケートを実施しました。アンケート結果については、制度利用の契機から提案内容の活用、派遣した省エネコンサルタントの対応まで幅広く確認し、今後の制度見直しに活かすこととしました。</p>	令和4年5月16日
7	地球温暖化対策担当	31	意見	緑のカーテンプロジェクト	区有施設以外の施設への働きかけ等について	<p>現在、緑のカーテンプロジェクトとして、区立学校等の区有施設（66ヶ所）に緑のカーテンを設置するとともに、区民を対象とした緑のカーテン用の苗の配布を実施しているが、区有施設への設置には限界がある。</p> <p>今後、緑のカーテンのより一層の普及を目指すのであれば、区有施設への設置にとどまらず、例えば、私立の学校や保育所/幼稚園、港区役所以外の公的機関の施設等に対してその設置を働きかける等、より積極的な方策についても検討する必要がある。</p>	<p>緑のカーテンを一層普及させるため、令和3年度に私立の小中学校や区有施設以外の公的機関の施設等にアンケートを実施した結果、ノウハウがないことや人員不足、ビル等の管理規約により設置ができないことが多いと判明しました。また、区からの支援があれば実施したいという施設もありました。この結果を踏まえ、今後の普及啓発方法について、更なる検討を重ねていきます。</p> <p>また、アンケートにおいて取材を可とした緑のカーテンに取り組む施設に協力依頼し、区ホームページにインタビューや写真等を掲載しました。ホームページを見たことにより他の施設にも取り組んでいただけるよう、今後も普及啓発を図ります。</p>	令和4年5月16日
8	地球温暖化対策担当	33	意見	建築物低炭素化促進	受託事業者の選定機会の確保について	<p>「平成31年度の当該業務は、平成30年度の基礎調査結果を踏まえた業務内容であり、その経過と内容を習熟した上で年度当初からの円滑な履行が求められ」ることを理由に、平成30年度の港区内建築物の更なる低炭素化推進のための基礎調査業務（以下、「基礎調査業務」という。）の受託事業者である当該事業者が選定されている。</p> <p>しかし、基礎調査業務と検討支援業務は、関連性はあるものの、各々独立した業務である。したがって、本来的には特命随意契約により事業者を選定することは適切ではなく、検討支援業務についてもプロポーザル方式等により事業者を選定する必要があると考える。</p> <p>そのためには、受託事業者の選定機会を確保する必要があるが、今回はその機会が確保されていなかった。</p> <p>この点、基礎調査業務の報告書の提出期限を早めるなどして、事業者選定機会を確保する必要があったと考える。</p> <p>今後、このように、基礎調査業務と基礎調査業務の内容を前提とした各種支援業務が予定されている事業については、特命随意契約によらざるを得ない状況とならないよう、事業の全体スケジュールを見据え、事業者選定の機会を確保する必要がある。</p>	<p>当該基礎調査業務と検討支援業務は、短期間で速やかに検討を進めなければならない中で業務の適切な履行を確保するため、同一の事業者で実施する必要がありました。</p> <p>当該基礎調査業務及び検討支援業務は完了していることから、今後同様の業務委託が発生した際には、事業の全体スケジュールを適切に管理し、事業者の選定機会の確保に努めます。</p>	令和4年5月16日
9	地球温暖化対策担当	36	意見	全国連携による再生可能エネルギー活用	区内事業者への再生可能エネルギーの導入促進について	<p>区内事業者への再生可能エネルギーの導入については、平成29年度から継続的に行われているが、未だ導入実績はなく、ニーズの把握や普及啓発の段階に留まっているのが現状である。</p> <p>したがって、普及啓発の効果的な方法の検討や、RE100を目指す先進企業の動向調査等により把握した事業者ニーズの分析などを行い、区内事業者への再生可能エネルギー導入促進に向けた事業手法の検討を行う必要がある。</p>	<p>区は、「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を達成するための取組として、区内で使用される電力の再生可能エネルギー割合100%を目指す再生可能エネルギー普及促進プロジェクト「MINATO再生100」を令和3年11月に新たに開始し、区内事業者や区民が使用する電力の再生可能エネルギー由来の電力への切替えを促進しており、区内事業者に向けては、再生可能エネルギーの割合を高めつつ、競争性による経済的メリットが得られるよう、電力リバースオークションの運営会社と連携協定を締結することで、競り下げ方式による電力の調達機会を提供する取組を開始しました。</p>	令和4年5月16日

番号	所管課	報告書頁	指摘・意見	事業	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
10	地球温暖化対策担当	40	意見	みなとモデル森林整備促進	審査ノウハウの蓄積について	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度木材使用量等審査支援業務委託を行う事業者には、木材使用等に関する非常に高い専門知識に加え、関係事業者に対する中立・公平な立場が求められるが、このような事業者は他になく、本事業者が唯一の団体であるとしている。しかしこのことは裏を返せば、本事業者が何らかの事情で本業務の実施ができない場合には本事業の全てが実施できない結果となり、認証制度自体の存続も難しくなる。 したがって、このような事態を回避するためにも、特殊な事例等について、事業者と情報共有を行うなどして、区職員が、木材使用量及び二酸化炭素固定量を算出して報告内容を審査するノウハウを蓄積することができるよう、これまで以上に事業者との連携を図る必要がある。	木材使用量及び二酸化炭素固定量を算出し報告内容の審査をするに際しては、専門的な知識や経験を要するため、業務を委託する必要がありますが、現行事業者と連携し、職員の間接検査や完了検査への立会いや定期的な事業者との打合せの実施などにより、引き続き可能な限り審査のノウハウを蓄積するよう努めていきます。	令和4年5月16日
11	環境課	45	意見	アスベスト対策	港区アスベスト対策費助成のあり方の検討について	港区の令和元年度の実績は、検査に対する補助が7件、工事に関する補助が戸建ての住宅、共同住宅1件ずつとなっている。令和元年度に区に届け出のあったアスベスト除去等工事のうち、助成の対象となりうる工事は221件とのことであり、大部分の工事が区の助成なしで行われている。 この状況を見ると、本事業については、助成制度の周知のあり方を含め、事業そのもののあり方や必要性を十分に検討する必要がある。	令和3年度7月から11月にかけて、区が吹付けアスベストを使用している可能性がある区内の概ね2,400件の建物所有者に「建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査」を実施しました。その際同封したアスベスト調査パンフレットに助成金の情報を掲載し助成金の周知を行いました。2,400件の周知に引き続きホームページ等で周知を行います。また、解体工事が多くあり、今後もアスベスト除去等が多く見込めることから、引き続き事業を継続します。	令和4年5月16日
12	環境課	47	指摘	環境監視施設維持管理	測定項目の明確化について	環境測定局保守管理及びデータ処理・確定データ提供委託契約の測定データをまとめ、その結果を区に報告している。受託事業者が提出している年間報告書によると、一の橋局、赤坂局、芝浦局、麻布局及び港南局の5局は表21に記載した項目の測定を行っているが、各局が測定すべき項目が仕様書に明記されていない。 仕様書別紙1の設置機器の記載だけではそれぞれがどのような項目を測定できるのかが明確ではない。また、設置機器ごとに測定できる項目が決まっているとしても、実際にその項目を測定するかどうかは別途定めておく必要がある。 データ提供契約において区は、受託事業者が測定すべき項目を仕様書等で明確化しておく必要がある。	令和4年度の年間契約の仕様書において、各測定局で測定する項目を明記し、内容の充実を図りました。	令和4年5月16日
13	環境課	49	意見	環境監視施設維持管理	報告書の記載項目の明確化について	データ提供契約の仕様書では、年間報告書は、月間報告書の最終確定データを基に作成することを求めているが、年間報告書、月間報告書に記載する項目は示されていない。区は、受託事業者が年間報告書、月間報告書に記載すべき項目を仕様書等で明確化しておく必要がある。	令和4年度の年間契約の仕様書において、報告書に記載すべき項目を明記し、内容の充実を図りました。	令和4年5月16日
14	環境課	52	意見	環境測定調査分析	水質調査分析結果の公表内容の充実について	環境水質調査は、港区だけではなく他区なども実施しており、その結果をそれぞれのホームページで公表している。区も調査結果をホームページで公表しているが、例えば古川の調査について、年平均値や経年変化は示されているが、それらを踏まえ、古川の水質は改善傾向にあるのか、あるいは年によって水質にどのような変化や特徴がみられるのかなど、調査結果に対する評価コメントが示されていない。 区は、本事業について、古川・運河とも水質に対する区民の関心は高いものがあると考えており、区が独自に水質汚濁に対する調査・測定を行い、結果を公表することは区民の要望に応えるものであるとしている。 したがって、区民の要望により応えられるよう、各種データを示すだけでなく、調査結果に対して評価コメントを加えるなど、環境測定水質調査分析結果の公表内容をより充実させていく必要がある。	令和4年2月から、ホームページ上において、測定データの掲載のみではなく、適宜その結果について評価コメントを加えるなど公表内容の充実を図りました。	令和4年5月16日
15	環境課	55	指摘	台場水質調査	請求書日付の誤りについて	区はお台場海浜公園周辺海域について、安心して泳げる海をめざし水質調査を実施し、台場水質調査委託契約を締結している。 受託事業者が区に提出している本委託業務の請求書について、本来、その日付を令和2年3月31日とすべきところ、令和3年3月31日となっていた。しかし区は、この誤った請求書をもとに受託事業者への委託代金を支払っていた。 支払業務は慎重に対応すべきであり、誤謬のある証憑により業務を進めたことは適切ではない。今後、このようなことがないように十分留意する必要がある。	支払業務の際には、請求書の日付の整合を確認することとして、本事例を紙供覧で情報共有するとともに再発防止のため課内で周知徹底を図りました。	令和4年5月16日

番号	所管課	報告書頁	指摘・意見	事業	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
16	環境課	55	意見	台場水質調査	調査種類の見直しについて	台場水質調査委託契約において区は、受託事業者に環境基準適合水質調査だけではなく、東京都が実施していない水浴場水質判定基準調査、お台場周辺の雨天時の水質調査も委託している。このように、区がより詳細な水質情報を把握して情報提供を行う意義はあるものの、これらの調査のうち、環境基準適合水質調査については、東京都も実施していることから、区は直接実施せずに、東京都の水質情報を活用することを検討する必要がある。	海域における環境基準調査については東京都でも類似かつより広範囲の事業を行っており、東京都が公表しているデータを活用することで代用可能なため、区の調査は廃止し、水際における水浴場判定基準調査について継続することとします。令和3年度に仕様書の見直しを行い、令和4年度から実施することとしました。	令和4年5月16日
17	芝浦港南地区総合支所協働推進課	59	意見	泳げるお台場の海創生事業	事業の費用対効果の検証について	お台場ブラージュ事業を実施するには年間4千万円以上の支出を伴い、金額的な影響は大きい。特にお台場ブラージュの開催には約3千万円の支出が発生している。さらに、本事業では11の委託契約が締結されているが、そのうち価格競争が行われたのは1契約の約50万円だけであり、約3,950万円の金額が価格競争のない特命随意契約で実施されている。この点、毎年4千万円以上を費やし事業を実施する効果があるか否かについては、検討する必要がある。特に、お台場ブラージュの実施にあたっては、東京2020組織委員会の公認プログラムの認定を受けて行われているが、金額的な側面としては、関連する企業から協賛金や宣伝費等を受けられないかなど、事業実施上の財源をどのように調達するかが重要と考えられるため、合わせて検討する必要がある。	お台場ブラージュ（海水浴）は、水質悪化を防ぐための水中スクリーンの設置や、台場海域の大腸菌の状況を事前に把握する「お台場海水浴予報システム」の構築・運用により、安全対策にかかるコストは必須であることから、お台場ブラージュ設営及び企画・進行支援等業務委託の委託内容及び契約相手を精査しました。具体的には、テント、更衣室、バリ展示ブース等設備面、会場案内等の人員面、広告制作費の見直しを行い、1,000万円を超える事業費を削減し、効率化を図りました。今後も、安全・安心して楽しめるイベントの実現と合わせ、事業費の精査・見直しを行っていきます。	令和4年5月16日
18	環境課	63	意見	みなとタバコルール推進	指定喫煙場所の整備状況について	駐車場等を所有している区民や利用者によっては、近隣に指定喫煙場所がないことで吸い殻の投げ捨てや受動喫煙などの不利益を被っている可能性も少なからずあると考えられる。したがって、指定喫煙場所が近隣に設置されていない空白地帯は、なるべく早くなくす方向で検討する必要がある。	令和3年度から、屋内喫煙所設置費等助成制度を拡充し、屋内と同等の設備を有するトレーラー型喫煙所整備を新たに補助項目に追加し、区内の土地所有者に案内を送付しました。区内の未活用の用地を有効活用し、令和3年度中に、2件のトレーラー型喫煙所が整備されました。喫煙場所の整備は、港区基本計画に定めており、令和3年度から令和5年度までに各年度10か所ずつ、合計30か所の密閉型指定喫煙場所の整備を目標としています。令和3年度は、13か所の密閉型指定喫煙場所を整備しており、年度目標の10か所を達成しました。今後も、港区基本計画に基づき、計画的に喫煙場所を整備します。	令和4年5月16日
19	環境課	64	意見	みなとタバコルール推進	指定喫煙場所の稼働状況について	パーティションなどの設備の仕様について、指定喫煙場所の特性によって柔軟に変えていった方が良いと思われる場所もあった。特に、行き交う人の量が多く、風の強さや向きに特徴がある場合には、状況が許せば、従来のパーティションで喫煙場所を囲う方式よりも屋外密閉型の喫煙室のような完全個室方式にするのも良いと考えられる。この屋外密閉型の喫煙室のメリットとしては、煙がほぼ完全に遮断されることと喫煙場所周辺での喫煙が少なくなることである。デメリットとして、用地の確保が容易でないことと設置費用の問題がある。今後はその点についても情報収集し、費用対効果などを比較検討することは有意義であると考えます。また、視察時において指導員が精力的に業務を行っていた。区は毎月定例で、責任者から報告書を受けるときに、現状や課題を口頭で報告を受けるなど、意見交換を行っているが、今後も指導員の経験や知識を活用する必要がある。	道路敷地で広場上に設置されているパーティション型喫煙所など、可能なところから密閉型喫煙所に転換する方針のもと、令和3年度は、新橋駅前SL広場、田町駅東口デッキ下の2か所を密閉型（コンテナ型）に転換しました。巡回指導業務の委託業者との業務報告と意見交換の場は継続して設けており、毎月2時間程度、打合せをしていますが、令和3年度は、ポスターの効果的な掲出、屋内喫煙所の開放状況や加熱式たばこの喫煙状況や喫煙割合の確認等を行っており、巡回指導業務は、みなとタバコルール推進に不可欠です。今後も、巡回指導員の経験や知識を活かして、みなとタバコルール推進に役立てます。	令和4年5月16日
20	赤坂地区総合支所協働推進課	69	指摘	各地区みなとタバコルール推進	年度末における消耗品等の購入について（赤坂）	令和2年度のキャンペーンに利用するものは令和2年4月以降に購入することが求められる。また、3月になってからの予算消滅的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。今後は、年度末の3月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がける必要がある。	年度当初に物品の在庫を確認し、年間の消耗品等の購入計画を立てた上で、四半期ごとに在庫の現状をチェックしながら必要に応じて適正に物品を購入します。	令和4年5月16日
21	芝地区総合支所協働推進課	71	意見	各地区みなとタバコルール推進	清掃のタイミングと頻度について（芝）	虎ノ門地区以外の3地区では清掃を実施する時間帯が午前中に偏っているが、もう少し実施時間帯を幅をもたせて、全体的に実施時間帯が午後にも及ぶようにした方が合理的である。本業務は単なる喫煙所の清掃にとどまらず、「みなとタバコルール」の周知・啓発活動を行うことも目的とされており、利用者が多い時間帯に清掃時間を確保した方が委託業務全体の効果が上がる。各指定喫煙場所に応じた最も効果的かつ効率的な清掃実施時間の設定を、受注者と相談することを検討する必要がある。	回収したごみの清掃工場での搬入受付時間は、その日の15時45分までに工場に搬入することが東京二十三区清掃一部事務組合で定められており、運搬時間を考慮すると、一日の清掃作業を13時30分までに終える必要があることから、実施時間は午前中に偏ります。清掃の実施時間帯を午後に変更することは困難ですが、清掃作業を行っていない時間は可能な限り、環境課が契約している「みなとタバコルール指導業務委託」の巡回指導員が港区内を巡回し、指導・啓発に努め、また喫煙場所の清掃ルートを変更することで、喫煙場所での啓発時間に変化を持たせるなど、今後も効果的・効率的な清掃を実施します。	令和4年5月16日

番号	所管課	報告書頁	指摘・意見	事業	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
22	麻布地区総合支所協働推進課	73	意見	各地区みなとパコルール推進	指定喫煙場所の設置について(麻布)	六本木交差点周辺における吸い殻の回収本数が非常に多く、指定喫煙場所の回収本数を超過している。つまり、指定喫煙場所を利用せず(できず)に、周辺での路上喫煙が多くなっている状況である。指定喫煙場所となるスペースの確保が難しいのは理解できるが、小規模でも更にいくつかの指定喫煙場所の設置が急務である。	六本木駅地下鉄関連工事に伴い、現在閉鎖している六本木駅4a出口横の指定喫煙場所の再開に向けて、近隣住民や地域団体と協議を進めてきましたが、反対意見が多く、また外苑東通りの歩道整備を踏まえた有効な歩道空間の確保の必要性の観点からも再開が困難となりました。また、六本木交差点周辺は、区所有の敷地や貸出可能なスペースがなく、新たな指定喫煙場所を設置することが困難な状況にあります。また、道路上への喫煙場所設置についても法令上の制約などから、同じく困難な状況です。区が整備する指定喫煙場所の設置は困難なため、今後の六本木地区でのまちづくりにあわせた喫煙場所の整備及び屋内喫煙所設置費等助成制度の活用促進を進めるなど、民間による喫煙場所の整備促進に取り組みます。	令和4年5月16日
23	芝地区総合支所協働推進課	77	指摘	各地区環境美化啓発	年度末における消耗品等の購入について(芝)	令和2年度のキャンペーンに利用するものは令和2年4月以降に購入することが求められる。また、3月になってからの予算消消耗的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。今後は、年度末の3月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がける必要がある。	年度当初に物品の在庫を確認し、年間の消耗品等の購入計画を立てた上で、四半期ごとに在庫の現状を確認しながら必要に応じて適正に物品を購入します。	令和4年5月16日
24	高輪地区総合支所協働推進課	78	意見	各地区環境美化啓発	清掃用具の貸出状況について(高輪)	監査対象年度である令和元年度の貸回数数がゼロであった。これについては、明確な理由は考えられず偶然申請がなかった可能性もある。平成30年度までの状況を見ると、概要に記載した登録団体10団体のうち、過去5年間毎年貸出申請している団体はなく、申請するかどうかは各団体がその年度の状況によって決定しているようである。しかし、突然ゼロになるということに本当に理由がないかは今後確認し、本事業の遂行に支障があれば解決に向けて検討する必要がある。	新型コロナウイルス感染症が年明けから増加した影響により、令和元年度(令和2年度活動用)の申請は各団体、個人が活動を自粛したため申請がありませんでした。令和2年度の申請は6団体から申請があり、ほうき、軍手及びゴミ袋を貸し出しました。今後も清掃用具の貸し出し申請について、状況の確認、把握を行います。	令和4年5月16日
25	高輪地区総合支所協働推進課	82	指摘	各地区生活安全	年度末における消耗品等の購入について(高輪)	令和2年度のキャンペーンに利用するものは令和2年4月以降に購入することが求められる。また、3月になってからの予算消消耗的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。今後は、年度末の3月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がける必要がある。	年度当初に物品の在庫を確認し、年間の消耗品等の購入計画を立てた上で、四半期ごとに在庫の現状をチェックしながら必要に応じて適正に物品を購入します。	令和4年5月16日
26	環境課	86	指摘	生物多様性推進事業	生物多様性推進事業支援業務委託の成果品の記載内容等の確認徹底について	生物多様性推進事業支援業務委託の成果品について、記載不備が多く、記載内容も不十分であった。したがって、今後は成果品の記載内容等の確認を徹底する必要がある。	令和3年度から、成果品が記載不備とならないよう直ちに事業者を指導し、確認を徹底することとしました。	令和4年5月16日
27	環境課	88	指摘	生物多様性推進事業	化学農薬使用抑制に関する提案書の提出遅延について	生物多様性推進事業支援業務委託の成果品として、「化学農薬使用抑制に関する提案書」を提出することとなり、提案書の提出期限は8月下旬となっているが、提出期限後の令和元年9月に提出されていた。今後は、提出遅延とならないよう留意する必要がある。	当該業務委託の成果品の提出期限について順守を徹底するよう直ちに事業者を指導しました。	令和4年5月16日
28	環境課	88	意見	生物多様性推進事業	緑と生きもの観察調査会のキャンセル対応策の検討について	令和元年度の「港区緑と生きもの観察会・調査会」は、キャンセル者が参加予定者の3分の1も生じたことを考慮すると、生物多様性に関する普及・啓発への効果が不十分であるといわざるを得ない。結果として、参加したくても参加できなかった区民(令和元年度に抽選に漏れた者)が11名いたことから、生物多様性に関する普及・啓発への効果を上げる意味においても、対応を検討する必要がある。今後同様の事業を実施する際、キャンセル対応策の検討を行い、参加人数を確保して、生物多様性に関する普及・啓発への効果を上げる必要がある。	令和3年度から、参加予定者のキャンセルが生じた場合は、落選者の中から再抽選を行い、キャンセル分を補充することとしました。	令和4年5月16日
29	環境課	89	指摘	生物多様性推進事業	緑と生きもの観察調査会実施報告書の記載内容の確認徹底について	委託業務の報告書である「緑と生きもの観察調査会実施報告書」の参加人数(参加予定者)の記載が、当日の受付表の記載と整合していなかった。実際の参加人数(参加予定者)は、当日の受付表のとおりであり、緑と生きもの観察調査会実施報告書の記載内容が誤りであった。今後は、実施報告書の記載に誤りがないよう、確認を徹底する必要がある。	報告書は正確に記載するよう指導委託業務の事業者を指導し、令和3年分の報告書から記載内容の確認チェックを徹底することとしました。	令和4年5月16日

番号	所管課	報告書頁	指摘・意見	事業	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
30	環境課	90	意見	生物多様性推進事業	みなど生物多様性パネル展の効果的な開催について	区内事業者等の生物多様性に関する活動や取組を広く一般に周知・啓発するというパネル展の開催目的をより効果的に果たすためには、少しでも多くの区民がパネル展に会場してもらって工夫が必要である。現状、パネル展の開催場所がみなどパーク芝浦に固定化されていることから、芝浦港南地区以外の区民がパネル展に会場する機会は少ないと考えられる。したがって、例えば、他地区でも開催するなどして、より多くの区民の目に触れるようにするなど、パネル展の効果的な開催方法について検討する必要がある。	これまでパネル展は区有施設のみで開催していましたが、令和3年度は生物多様性みなどネットワーク会員の事業者の商業施設ビルの一角を借りて開催しました。	令和4年5月16日
31	環境課	91	意見	生物多様性推進事業	学校ピオトープづくり支援の適時追加実施の検討について	現状では、仕様書において、ピオトープ専門家の派遣対象施設を年度当初に確定していることから、年度途中で派遣対象施設を追加することは想定されていない。この点、学校ピオトープづくりに関心のある教員が異動した場合など、年度途中で学校ピオトープづくりの支援を希望する可能性もあることから、希望する学校等施設が適時に支援を受けられるようにすることが望ましいと考える。したがって、派遣対象施設をあらかじめ限定するのではなく、例えば、派遣により費やした工数等の実績に基づいて委託料を支払う単価契約とすることなどにより、希望する学校等施設が学校ピオトープづくりの支援を適時に受けられるようにする方法を検討する必要がある。	希望する学校が適宜支援を受けられることができるよう、令和3年度から単価契約方式の発注に変更しました。	令和4年5月16日
32	環境課	94	意見	みどりの活動員活動支援	みどりの活動員等の活動支援の促進について	現在、認定しているみどりの活動員等は、全て助成対象団体ではなく、みどりの活動員等が行う公益性の高いみどりに関する自主活動へ助成することができない状況である。みどりの活動員等は、港区緑と水の総合計画において、緑と水を育てる担い手として期待され、また、港区環境基本計画において、区民協働によるみどりの保全と創出活動の担い手として期待されている。区民協働による緑の保全・創出を推進していくのであれば、みどりの活動員等の活動支援を促進するため、助成制度のあり方も含めた支援策を検討する必要がある。	みどりの活動員の助成制度は、公共性の高いみどりに関する自主活動を始めるきっかけとして、重要な制度です。今後さらに、具体的な活動に結び付け、活動団体を増やすためには、活動員自体の周知啓発や活動実績の周知を図る必要があります。本制度の周知啓発として、新たに令和5年1月に開催した白金の丘学園の学校ピオトープ支援事業に合わせ、学校サポーターとしてピオトープづくりに参加している地域団体にも案内しました。地域団体からは、「みどりの活動員等の活動支援を利用しながら、生物多様性保全に関して勉強会等の活動を行っていききたい。今後みどりの活動員の認定申請をしていきたい」という声をいただくなど、今後もみどりの活動員の活動見込みや助成制度に関する地域のニーズがあることが確認できました。今後も、助成制度を活用しつつ、活動員の活動実績も含めて広く周知啓発を図ることで、みどりの活動員の活動支援の促進につなげていきます。	令和5年5月15日
33	土木課	96	意見	水防対策	雨水流出抑制施設設置に係る計画書への対応について	区は、設置者が事前相談のために区役所等を訪れた際に計画書の提出が必要なことを伝え、計画書を作成するにあたっては事前に雨水流出抑制チェックリストによる確認を行い、提出書類に不備がないよう求めている。現在は、指導業務委託契約により受託事業者が計画書のチェックを行っている。計画書の不備が多くみられる現状では、チェックを外部に委託することはやむを得ないが、計画書の不備は設置者の責に帰すべきもので、本来は、区がコストをかけて対応すべきものではない。区においては、設置者が作成する計画書の品質の向上を図るべく対応していく必要がある。	区担当者は、設置者から依頼を受けた計画書作成担当者（相談者）に対して、雨水流出抑制施設計画書の作成に当たり、ホームページ上で公開している雨水流出抑制チェックリスト（計画編）を窓口で案内し、計画書の品質を向上するよう、指導を徹底します。	令和4年5月16日
34	土木課	97	意見	水防対策	古川等河川管理施設点検業務委託への対応について	点検の結果、応急対策が示された箇所については、港区は東京都へ対応を依頼しているが、その後の状況について東京都に定期的に確認し、対応の進捗状況を把握しておく必要がある。	毎年度末に東京都へ進捗状況を確認することとしました。また、令和3年度において、区は金公園橋上流から五之橋下流までの約90m区間において、東京都が新たなコンクリート護岸を構築したことにより、応急対策が必要な4か所について改善が図られたことを確認しました。	令和4年5月16日
35	各総合支所まちづくり課	101	指摘	各地区保護樹木	保護樹木等台帳の管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	保護樹木等について、環境課及び各総合支所共有フォルダ内に表計算ソフトで作成したファイルと紙の台帳とを突合したところ、紙の台帳の指定番号が誤っていたもの、ファイルに指定解除された保護樹木等が残っていたもの、ファイルでは抹消されているが台帳に残っているものがあり、実際の保護樹木等の指定状態と乖離しているものが散見された。以上のように、紙の台帳でもファイルでも現状で指定されている保護樹木等と完全には一致していないため、台帳を正しく整備する必要がある。	保護樹木樹林の台帳について、現状の不備・不具合を改善した新様式を作成し、条例規則の様式改正（令和4年4月1施行）により、新たな台帳として整備しました。	令和4年5月16日

番号	所管課	報告書頁	指摘・意見	事業	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
36	各総合支所まちづくり課	103	意見	各地区保護樹木	保護樹木等の現況確認依頼について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	保護樹木等の所有者に、毎年度、標識の有無や老朽化状況などの現況確認を依頼することで、現況を把握しておく必要がある。またその際、樹木医による点検も行うことができることも周知し、保護樹木等の保全に努める必要がある。	令和3年度交付申請から、交付申請の際の通知文に「樹木・樹林の老朽化などの状況変化の際には報告する」旨を記載し、交付申請書の下部に標識の欠損などの場合に記載する欄を設けました。また、交付申請の際に樹木医の診断の支援策があることを保護樹木・樹林助成制度の周知も兼ねて、パンフレットを同封して送付し周知を図りました。	令和4年5月16日
37	各総合支所まちづくり課	104	意見	各地区保護樹木	保護樹木等の点検履歴の把握について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	区では、平成25年から、保護樹木等の管理・育成の支援策として、樹木医による樹木診断を実施している。樹木医による樹木診断後は、樹木点検カルテが提出され、概ね保護樹木等の台帳ごとに綴られている。しかし、樹木医による樹木診断を実施した対象保護樹木等、実施時期、実施結果については、すぐに把握できる状態となっていない。 枯死又は損傷のおそれがある保護樹木等を全件把握することは困難であるし、把握した保護樹木等の樹木診断を一度に行うことは困難である。したがって、保護樹木等の点検履歴等の状況を、一覧等により総覧できる状態にしておく必要がある。また、所有者による現況確認も踏まえて、保護樹木等の保全のため、計画的に保護樹木等の点検を所有者に勧める等、保護樹木等の保全に関する指導につなげる必要がある。	令和4年度から、点検調査を実施した保護樹木・樹林データについては、台帳データの整備に活かすとともに、ファイルに点検履歴の欄を追記し、点検履歴状況を確認できるように整備しました。また、令和3年度から保護樹木等の保全のため、補助金の交付申請の際にパンフレットを同封するなど点検調査の周知を図りました。	令和4年5月16日
38	各総合支所まちづくり課	104	意見	各地区保護樹木	保護樹木等標識の在庫管理について（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	標識の在庫管理表は作成しておらず、急な保護樹木等の指定申請時に対応できない場合もある。総合支所間で標識の融通もしているとのことであるが、標識の管理状況が把握できておらず、口頭等での在庫確認が必要な状況である。 現在の標識の個数を把握できれば、急な指定申請や老朽化した標識や破損した標識の架け替えに備えた事前の予算要求も可能となる。また、標識の在庫管理表を共有フォルダで管理をすれば、他の総合支所の在庫も確認することができ、急な指定申請に対しても総合支所間で融通ができる。 簡単な受払簿でも構わないので、標識の在庫管理表を作成し、保護樹木等の標識の在庫情報を共有する必要がある。	保護樹木等標識の受払簿を作成し、令和3年8月から各総合支所で運用を開始しました。	令和4年5月16日
39	環境課・各総合支所まちづくり課	105	意見	各地区保護樹木	特別保護樹木・樹林制度の活用推進について	特別保護樹木等の指定制度が創設されたが、令和2年度現在でも特別保護樹木等に指定されたものは1件もない。 現状の制度では、保護樹木等でも、特別保護樹木等でも補助金額に差はなく、所有者が特別保護樹木等に指定申請をする動機づけとなっていない。むしろ所有者が特別保護樹木等の指定解除の申請をした場合、港区みどりを守る条例では区長が当該特別保護樹木等の保存を所有者に要請することができ、所有者の都合で指定解除することができないこともあり、特別保護樹木等に指定申請をしない要因となっている可能性がある。 区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木等について、所有者等が率先して特別保護樹木等に指定申請することができるように補助制度を改正するなど、特別に保護し、育成すべき保護樹木等の保全を推進する必要がある。	令和5年4月に、文化的及び自然的価値がある樹木・樹林の保全のため適正な維持管理に繋げていくよう、保護樹木の助成額を増額して所有者の維持管理を負担軽減することと合わせ、歴史的、文化的及び自然的価値があり、将来に渡り保全する必要がある特別保護樹木・樹林については、所有者に申請を促すため、新たに、保護樹木の助成額と差を設けた助成金制度を創設することとしました。	令和5年5月15日
40	高輪地区総合支所まちづくり課	107	指摘	高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト	菜園活動及び緑のカーテン事業の保守点検報告書の記載不備について	保守管理については、「点検後は写真・現状報告をまとめた点検報告資料を作成し、点検を実施した月の翌月25日までに提出すること」とされている。しかし、その保守点検報告書では、写真とその日付が記載されているだけで、育成状況等の現状報告の内容が全く記載されていない。仕様書に従い、月次の保守点検報告書において、現状報告を記載するよう指導する必要がある。	保守管理業務において、植物の育成状況等（発芽の状況、葉の状態、草丈の測定等）を記載し、指摘事項を踏まえた現状報告書を提出するよう、指摘を受けた後、直ちに事業者を指導し、それを踏まえた報告を受けています。	令和4年5月16日
41	高輪地区総合支所まちづくり課	108	指摘	高輪地区高輪みどりを育むプロジェクト	質問窓口の設置・指導業務の履行状況報告について	高輪みどりを育むプロジェクト運営支援業務委託契約では、質問窓口の設置・指導業務として、「受注者は各種講習会の開催、菜園活動、緑のカーテン事業、アジサイロードづくり等の管理方法について、参加者の質問窓口となり、解決に向けてアドバイスすること。また、その際は発注者と情報共有を図ること。」とされている。しかし、どのような相談があり、どのようなアドバイスをを行ったかの報告がなされておらず、区との情報共有状況が不明であった。保守点検報告書の写真を見る限りにおいては、菜園活動や緑のカーテンの生育状況が良くないものも見受けられた。参加者にアドバイスを行うことで、菜園活動、緑のカーテン等の良好な生育につなげるためにも、仕様書に従い、質問窓口の設置・指導業務の履行状況を報告させる必要がある。	質問窓口の設置・指導業務において、受注者に対し現場にて参加者からの質問に対する回答を行うだけでなく、質問及びその回答をとりまとめ、区との情報共有を図るため履行状況の報告書を提出するよう、指摘を受けた後、直ちに事業者を指導し、それを踏まえた報告を受けています。	令和4年5月16日

番号	所管課	報告書頁	指摘・意見	事業	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
42	芝浦港南地区総合支所まちづくり課	111	意見	芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業	穀物類の育成設備管理等業務委託契約及び田植え体験等事業運営支援業務委託契約の統合について	令和元年度は、穀物類の育成設備管理等業務委託契約と田植え体験等事業運営支援業務委託は、それぞれ別の事業者が受注している。そのため、穀物類の育成設備管理等業務委託の受注者は、仕様書上、田植え、稲刈りなど、区が別途企画するイベントに協力することとなり、田植え体験、稲刈り体験のイベントの際には、参加している。しかし、それぞれの業務委託契約の受注者が異なるとイベントに向けた調整等が必要となり、非効率な点が生じる。このように、穀物類の育成設備管理等業務委託契約と田植え体験等事業運営支援業務委託契約を一体として、同一の受注者に委託した方が効率的であることから、両委託契約について統合することを検討する必要がある。	令和3年度から芝浦公園の田んぼでの田植え・稲刈りの体験事業と田んぼの維持管理業務を統合した契約としました。	令和4年5月16日
43	芝浦港南地区総合支所まちづくり課	111	意見	芝浦港南地区みどりのあるまちづくり事業	べいあっぷグリーンマップの周知について	グリーンマップは芝浦港南地区の施設に備置されているが、区ホームページ上には掲載されていない(令和2年10月23日現在)。このため、現状では、芝浦港南地区の施設に行かなければ、グリーンマップを手にすることができず、ホームページからすぐにダウンロードして手に取るができない。地域のみどりをめぐるまち歩きを通じて、みどりへの関心を高めるためには、区ホームページ上にも掲載するなどして、グリーンマップを周知し、手にする機会を増やす必要がある。	令和3年5月から、グリーンマップの取組やマップのダウンロードが出来るホームページを作成しました。	令和4年5月16日
44	地球温暖化対策担当	116	意見	みなど区民の森づくり	現況調査の実施方法等の検討について	「みなど区民の森の今後の活用について」において、「5、今後の方向性」として、「(6) 森林整備後のみなど区民の森における動植物の現況を確認するため、森林整備から概ね10年が経過する平成30年度を目的に、動植物の現況調査を実施します。」とされているが、令和元年度に至っても、結果的に現況調査は実施されていない。今後、みなど区民の森の整備とその後の維持管理において、どのような効果があったのかを説明する一つの材料として、調査を実施する時期やどの程度の調査を行うか等についてあらためて検討を進める必要がある。	現況調査の実施について必要性を検討した結果、みなど区民の森を継続的に整備したことで自然環境がどのように変化し、効果があったのか実態を把握し、結果を区民へ還元することで、豊かな自然環境の必要性やそれを守ることの重要性といった点の理解を促進するため、令和4年度にみなど区民の森において動植物に関する現況調査を実施することとしました。実施内容は、植物調査が植物相を春季・夏季・秋季・早春季の四季に、植生は春季と秋季に分けて、生育状況や分布状況に関し調査する予定とし、動物調査については、ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、昆虫類、魚類・底生動物を対象に、各対象動物が活発に活動する季節を中心として、目視や採集により生息状況を調査する予定です。また、本業務の現地調査に従事する者については、植物調査の担当者として生物分類技能検定植物部門2級以上の資格を有する者が1名以上いること、動物調査の担当者として生物分類技能検定動物部門2級以上または水圏生物部門2級以上の資格を有する者が1名以上いることとしました。	令和4年5月16日
45	地球温暖化対策担当	121	意見	環境にやさしい行動推進	事業の実施方法等の見直しについて	みなどエコチャレンジ参加世帯数は増加傾向にあり、令和元年度の参加世帯数は平成27年度と比べて266世帯(63.4%)増加している。しかし、令和元年度における参加世帯数(685世帯)は、港区全体の世帯数(147,693世帯:令和2年1月1日現在)の0.5%程度に過ぎない。現状の事業を前提により参加しやすい方法の検討等も重要ではあるものの、事業開始から8年ほどが経過しており、家庭における環境にやさしい行動の実践を支援し、二酸化炭素排出量の削減を促進するという目的に照らして、事業継続自体の要否も含めてあらためて見直す必要がある。	区では人口増加に伴い、家庭部門の二酸化炭素排出量が増加傾向にあります。本事業は、家庭での二酸化炭素排出削減の取組を支援するもので、より多くの家庭の参加に繋がるよう、事業を見直しました。今回の見直しでは、二酸化炭素排出係数の低い電力会社と契約している参加者の高いポイント付与等、より直接的な項目を新設したほか、国や都の施策等を毎月情報提供し、参加者へのアプローチを充実させるなど、より取組意欲が向上するよう支援内容を拡充しました。家庭部門への取組強化は国・都も同様の流れです。今後も制度の充実やSNSによる情報発信等により、多くの区民が参加し、二酸化炭素の排出削減が促進されるよう取り組んでいきます。	令和4年5月16日
46	地球温暖化対策担当	124	指摘	エコプラザ管理運営	年度協定書における指定管理料の記載誤りについて	年度協定書第4条において「指定管理料の額は、年間72,850,936円(消費税を含む。)」と記載されているが、第5条においては指定管理料の合計額は72,850,937円と記載されている。見積書や収支計画書等から72,850,937円が正しい指定管理料であり、執行額も同額となっている。僅少な記載誤りではあるものの、当該年度の指定管理料を定める条項であり慎重な作成を行う必要がある。また、本件への対応にとどまらず、契約書や協定書等の作成にかかる事務処理において、誤りやすい要確認事項のチェックリスト化や担当者相互での読み合わせの徹底等、類似の事案の再発を防ぐ事務処理方法を明確にすることも併せて実施する必要がある。	令和3年度の年度協定書については、適正な内容で締結しました。今後、年度協定書の作成に当たっては、複数担当者による読み合わせを徹底し、記載誤りが無いよう慎重に作成するとともに、類似の事案においても同様の対応により、再発を防ぎます。	令和4年5月16日



番号	所管課	報告書頁	指摘・意見	事業	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
47	地球温暖化対策担当	126	指摘	みなと環境アプリ	契約締結時におけるその適否の検討について	今後、本件事案に限らず、継続的に契約を締結している案件であったとしても、契約締結に際して業務の遂行に疑念を与えるような事象を把握している場合には、契約締結の適否をより慎重に判断する必要がある。なお、判断の結果、契約を締結した場合であっても、業務遂行状況の確認等を適宜行うとともに、年度途中における状況変化への対応策をあらかじめ検討しておく必要がある。	今後、事業者と契約を締結する際には、これまでの契約の履行状況を鑑み、契約締結前に事業者と今以上にきめ細かなヒアリングを行い、契約の適否を判断します。また、判断の結果、契約を締結した場合であっても、その履行状況をきめ細かに確認し、状況変化にも速やかに対応できるよう事前に検討します。	令和4年5月16日
48	地球温暖化対策担当	128	指摘	みなと環境アプリ	契約保証金の未徴収について	港区契約事務規則第46条においては、第2項に該当する場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせることを求めている。しかし、みなと環境アプリ保守業務委託契約においては、契約保証金の納付を求めていなかった。本件は特殊な事例ではあるものの、今後、各課契約において同様な事象が生じないように、契約締結に際して、契約保証金の徴収の適否を慎重に検討する必要がある。	今後、事業者と契約を締結する際には、これまでの契約の履行状況を鑑み、契約締結前に事業者と今以上にきめ細かなヒアリングを行い、契約保証金の徴収の適否について、慎重に検討いたします。	令和4年5月16日
49	地球温暖化対策担当	131	意見	みなと森と水会議	アンケートの有効活用について	みなと森と水会議において、令和元年度のアンケート調査の結果を見ても、「楽しいイベントでした。」や「良い経験になりました。」など、参加したこと自体については満足した結果が得られているようだが、「友人に紹介したい」や「自宅でも取り組んでみたい」のように、イベントから離れて広がりが期待されるような感想はあまりみられない。 より多くの区民に、森の役割や森がもたらす豊かな恵みについて伝えるためにも、現状に満足せず、イベントの内容や宣伝方法等について、常に見直しを図る必要がある。特に、イベント実施後のアンケートは、今後の来場者数やイベントの満足度・効果を把握する重要な情報であるため、より有効に活用する必要がある。	今年度は、イベント開始前に行う森林の状況や間伐材利用の重要性に関する説明を、例年よりも充実して行ったことで、アンケートでは「国産の木材をもっと使っていこうと考えた。」「子どもと一緒に環境や木材について考えたいと思った。」といった回答が得られました。 また、イベント実施後のアンケートには「日常生活の中でどのような省エネルギー行動を行っているか」などの項目を設け、自身の行動を振り返ってもらうことで、環境配慮行動についての啓発となるよう改善しました。 今後もイベントの内容とアンケート結果を効果的に連携させ、より高い啓発効果が得られるよう、継続的な改善を行っていきます。	令和4年5月16日